

第 3 回 決算特別委員会会議記録

日 時 令和元年9月18日(水曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 1分 開議
午前10時58分 散会

付託事件

一般会計及び特別会計決算に関する事項

1 本日の会議に付した事件

(1) 認定第1号 平成30年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について

2 出席委員(12名)

委員長	内 藤 丈 男 君	副委員長	木 本 信 太 郎 君
委員	萩 谷 慎 一 君	委員	中 庭 次 男 君
委員	綿 引 健 君	委員	後 藤 通 子 君
委員	森 正 慶 君	委員	黒 木 勇 君
委員	大 津 亮 一 君	委員	栗 原 文 隆 君
委員	袴 塚 孝 雄 君	委員	福 島 辰 三 君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(2名)

議長	安 藏 栄 君	議員	田 口 米 藏 君
----	---------	----	-----------

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田 尻 充 君	副市長	秋 葉 宗 志 君
財務部長	園 部 孝 雄 君	財政課長	梅 澤 正 樹 君
保健福祉部長 兼福祉事務 所長	大 曾 根 明 子 君	福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴 崎 佳 子 君
保健センター 所長	小 林 か お り 君		
会計管理者 兼会計課長	小 田 木 義 弘 君		
教育長	本 多 清 峰 君	教育部長	増 子 孝 伸 君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴 木 功 君	教育委員会 事務局教育部 参事兼放課後 児童課長	菊 池 浩 康 君
学校保健給食 課長	大 和 敦 子 君		

6 事務局職員出席者

事務局長	小嶋正徳	君	事務局次長 兼総務課長	関谷	勇	君
議事課長	永井誠一	君	議事係長	綱島卓也	君	
書記	嘉成将大	君	書記	島田祐輔	君	

午前10時 1分 開議

○内藤委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第3回決算特別委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

認定第1号（平成30年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定について）

○内藤委員長 本日の日程は、認定第1号であります。

それでは、認定第1号を議題とします。

それでは、昨日に引き続き、ただいまから認定第1号につきまして、通告に基づく質疑を行います。

後藤委員から発言を願います。

後藤委員。

○後藤委員 それでは、通告に従いまして、本市の重点施策の一つであります子育て支援の決算について、質問させていただきたいと思います。

執行部におかれましては、明快な御答弁どうかよろしくお願い申し上げます。

初めに、歳入についてお伺いします。

学校給食費、開放学級負担金、保育所利用者負担金の3つを、子育て世代が負担する主なものとして通告させていただきました。

決算審査関係資料の6から7ページにございます収入未済額年度別一覧表をもとに質問いたします。

まず、7ページ1行目の給食費からお伺いいたします。

最初に、給食費については、支払いが困難な生活困窮世帯に対しては、公的支援制度があるとうかがっておりますが、この制度の概要と可能であれば対象児童、生徒数も教えていただきたいと思います。

○内藤委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 後藤委員の御質問にお答えいたします。

学校給食に関しましては、生活困窮世帯の児童、生徒に対する法的支援制度としましては、生活保護世帯、いわゆる要保護世帯の児童、生徒に対しては、生活保護制度の教育扶助から、また生活保護世帯に準ずる世帯、いわゆる準要保護世帯の児童、生徒に対しては就学援助制度により給食費を全額負担しております。

平成30年度末において要保護を受けている児童、生徒数は小学生196人、中学生126人、計322人。準要保護を受けている児童、生徒数は小学生747人、中学生488人、合計1,235名となっております。

以上です。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

それでは、収入未済額について伺います。

平成28年度約1,150万円、平成29年度約1,740万円、平成30年度約2,040万円と増加しております。この額は、現年度の調停分と繰り越しの調定分の合計と思いますので、現年度の分について、

それぞれの年度の金額を教えてくださいと思います。

また、金額では状況がイメージしにくいので、全児童、生徒数と、支払いが滞っている児童、生徒数について人数としてもお答えください。よろしく申し上げます。

○内藤委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 委員のご質問にお答えいたします。

現年度収入未済額は平成28年度1,149万7,484円。平成29年度は1,369万4,880円。平成30年度は1,405万7,806円でございます。また、平成30年度末における喫食児童、生徒数は、1万9,742人であり、現年度分の給食費の支払いが1カ月以上滞った児童、生徒数は936人となっております。

以上です。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

それでは、収入未済に対して、担当課としましてはどのような収納対策を行っているのかをお伺いいたします。

○内藤委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 委員の御質問にお答えいたします。

納期限までに納付のなかった保護者に対しては、各期の納期限から20日以内に督促状を送付しております。督促状を発送しても納付が確認できない場合には、児童手当からの徴収や文書や電話での催告を実施しております。しかしながら、未済額の解消に至らない場合には、より厳しい文面にした警告書を発送しております。それでも、納付や納付相談のない保護者の方に対して、家庭訪問などを実施しております。

また、未納の保護者について学校と情報を共有し、給食費を支払うことが困難と思われる保護者に対して、就学援助を進めていくなど、学校との連携をより強化してまいります。

引き続き、保護者の負担の公平性のために、未済額の削減に努めてまいりたいと思います。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

次に、6ページの分担金及び負担金のうち、6行目の開放学級負担金についてお伺いさせていただきます。

最初に、支払いが困難な生活困窮世帯に対しては、援助及び減額制度があるとうかがっておりますが、この制度の概要と可能であれば対象児童数を教えてください。

○内藤委員長 菊池参事兼放課後児童課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

まず、減免の制度の概要でございますけれども、水戸市開放学級事業の実施に関する条例施行規則に基づきまして、市町村民税が均等割のみ課税されている世帯については2分の1の減額。それから生活保護法による被保護世帯及び市町村民税が非課税の世帯については免除となっております。

対象児童の内訳といたしましては、保護者負担金が2分の1に減額となる市町村民税が均等割のみ課税されている世帯の対象児童数は25人でございます。それから保護者負担金が免除となる対象児童のうち、生

活保護世帯の対象児童数は20人。市町村民税非課税世帯の対象児童数は253人。合計いたしまして、298人が減額または免除の対象となっております。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

それでは、収入未済額についてお伺いいたします。

平成28年度約340万円、平成29年度約310万円、平成30年度が約340万円でございます。これもそれぞれの年度の現年度分の額を教えてください。また、利用児童数と支払いが滞っている児童数、人数ベースでお答えいただきたいと思います。お願いします。

○内藤委員長 菊池参事兼放課後児童課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

それぞれ28年度、29年度、30年度の収入未済額のうち、現年度分の金額でございますけれども、平成28年度が46万5,200円、平成29年度は42万1,400円、平成30年度は61万7,250円となっております。3月末時点での平成30年度の現年度分の未納に対する保護者でございますけれども、これについては47人となっております。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

それでは、収入未済に対しましては、担当課としてどのような収納対策を行っているのかお伺いいたします。

○内藤委員長 菊池参事兼放課後児童課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、納期限が月末となっておりますので、納期限までに納めていただけない方があった場合には、20日以内に督促状を発送しております。その後も納付の確認ができないときには、催告書の送付、あるいは電話催告による納付相談等を実施しております。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

続きまして、分担金及び負担金のうち4行目の保育所利用者負担金についてお伺いいたします。

保育所利用者負担金については、所得段階に応じた保育料となっていることは存じておりますので、収入未済額からお伺いさせていただきます。

平成28年度約4,950万円、平成29年度約4,020万円、平成30年度約3,260万円と減少しております。これもそれぞれの年度の現年度分の額を教えてください。また、利用児童数と支払いが滞っている児童数を人数ベースでお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○内藤委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

保育料の未納額の現年度分につきましては、平成28年度分につきましては993万8,030円、平成29年度分の現年度分につきましては975万9,946円、平成30年度分につきましては990万

6,410円となっております。

また、平成30年度末の利用児童数と利用者負担金の支払いが滞っている児童数につきましては、30年度末、利用児童数は4,930人、そのうち利用者負担金の滞っている児童数は154人でございます。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

それでは、これも担当課としてどのような収納対策を行っているかをお伺いいたします。

○内藤委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

利用者負担金の収入未済に対する収納対策といたしまして、幼児教育課内に収納事務を行う担当者を配置しております。比較的滞納する金額が少ないうちに電話での催告を行ったり、年4回実施しております納付相談期間を設けまして、納付に関する相談や案内を行ったり、滞納額の多い保護者には分納を進めるなど個別に納付相談を行っております。また、児童手当からの申出徴収を行うなど、収納率の向上に努めております。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 それぞれ明確な御答弁どうもありがとうございました。

質問いたしました子育てに係る負担につきましては、若い世代が多いことから、限られた収入から苦勞して支払いをしているのが現状であると考えております。先ほども電話をしたり、ときには訪問をさせていただいたが、それぞれの家庭に訪問したり電話をするとき、本当に大変だと思うんですけども、具体的にはどのような対応をされまして、それに対する相手はどのような反応をするのかというのも、ちょっとだけお聞きしたいなと思いました。

○内藤委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 まず、年4回の納付相談等につきましては、電話での催告を夜7時まで行っておるんですけども、やはりなかなかこちらから出向かないと収納に応じてくれないということがあって、電話でやりとりしたのがきっかけになりまして、納付していただくということがあります。そのほかにも、なかなか払っていただけなくて、そのきっかけがなくて、電話でやったことによりまして相談に訪れていただいたり、中には本当に頻発している人につきましては、分納のお知らせをしたり、そういったことで、きめ細やかに個に応じた相談を行っております。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 ほかの給食費や開放学級についても、もし何か事例とかございましたら、教えていただきたいと思えます。

○内藤委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 後藤委員の御質問にお答えいたします。

特別に納付相談とかは設けてはおりませんが、督促状とか催告書をお出ししたときに、相手から払えないとか、一応御相談があった場合には、納付方法とかについて御相談に応じているんですけども、一番お勧めしているのが、やはり児童手当、ほとんどの方に支給されていると思うんですが、もし滞納があった場合

には、そちらから引き落としますということで約束をしていただいて、もし、納められないときは、そちらから引き落としができるという制度を勧めたりしております。

それでも、生活に困っているといたった場合で、まだ就学援助とかを受けていない御家庭に対しては学校と連携しまして、本当にそれに該当するかどうかといったことも連携して進めていきたいと、考えております。

○内藤委員長 菊池参事兼放課後児童課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 滞納金の徴収に関する具体的な事例ということでございますけれども、放課後児童課のほうでは、今年度から新しく課ができましたもので、こういった収入未済額についても整理していきたいというふうに考えております。債権の性格といたしましては、差し押さえ等ができる財源ではございませんので、あくまでも滞納されている方に御連絡をとって、それで納付をお願いするといった形が主なものでございます。

開放学級の滞納額につきましては、全体で収入未済額は平成30年度末で340万円ありますけれども、お一人お一人の滞納額といたしましては、全体の滞納者が150人程度いるんですけれども、その中で1万円未満の方が50人であったり、5万円未満の方がさらに30人なので、額が少ない方が多くございますので、可能な限り御連絡をとらせていただいて、何とか納めていただくようお願いするといった状況になっています。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 明確な御答弁どうもありがとうございました。

お話があったとおりで、本当に生活に困窮している方の場合に対しては、公的負担や減免制度、お話、相談を学校と連携して御相談しながら、適応していただきたいなと思いました。そして、正確にお支払いいただいている方々から不安の声が出ないように行政として公平性を確保するため、支払い能力があるにもかかわらず、これも行わない方に対しては本当に大変ではあると思うんですけれども、保護者としての責任を、しっかり求めなければならないと思います。担当課の皆様は本当に困難な業務であると思っておりますけれども、さらなる収納強化をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、歳出について⑧の各会計決算報告書をもとに、お伺いをいたします。

49から50ページにかけまして、子育て支援事業の記載がございます。(2)の子育て広場事業と、(3)のつどいの広場事業について、開催場所、運営主体、そして主に対象となる親子など、もう少し詳しい事業の概要を教えてください。

○内藤委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 後藤委員の子育て支援についての御質問にお答えいたします。

まず、子育て広場事業につきましては、五軒小学校の余裕教室とそれぞれの保健センターにおきまして、市内のボランティア団体3団体、地域プランニンググループ様、水戸更正保護女性会様、子育て応援ペンギンくらぶ様に運営いただく事業でございます。5月から3月まで基本的に週1回の午前、未就学のお子さんと、その保護者がつどい交流をする場として開設しております。

一方、つどいの広場事業につきましては、福祉ボランティア会館ミオスにおきまして、国の子ども・子育て

て交付金を活用いたしました地域子育て支援拠点事業といたしまして、NPO法人水戸こどもの劇場に運営を委託し、通年で週5日間、10時から3時30分まで開設してございます。対象は、各子育て広場と同様に、未就学児とその保護者で交流の場の提供のほか、拠点といたしましての子育て講座の定期的な開催や、毎週金曜日保育士などによる育児相談を実施しております。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

次に、(4)市民センター子育て広場事業についてお伺いいたします。

こちらは、実施箇所が20カ所となっておりますが、対象の市民センターについての考え方について、御説明をお願いいたします。

○内藤委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 御質問にお答えいたします。

市民センター子育て広場事業につきましては、市民に身近な市民センターにおきまして、未就学のお子さんとその保護者がつどい、交流する場として開設しております。地域の皆様にボランティアとして運営していただく事業でございまして、平成30年度末現在20カ所で開設いたしまして、本年度は6月までに3カ所、飯富、稲荷第一、新荘、各市民センターで開設し、現在は23カ所となっております。今後におきましては、今年度さらに4カ所、来年度4カ所、令和3年度には3カ所で開設する計画を立てておりまして、3年度末には全ての市民センター34カ所において開設する見込みとなっております。開設のスケジュールにつきましては、地域バランスなどを考慮いたしまして、年次計画を立てたものでございます。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

令和3年度末には全ての市民センターで、子育て広場事業が完成するというお話でありがとうございます。

また、これら子育て支援の事業は、核家族が進む現代におきましては、子育てに悩む若い世代には、気軽に相談できる者がいることや、同じ環境にある方々同士の交流も生まれること、私もとても使っていていまだにママ友だちとして付き合いがございます。また、子育て支援を積極的に展開していることは、本市の大きな魅力でありますので、水戸市内外に幅広くPRをしていくべきかと考えておりますが、これらの事業の周知方法についてお伺いいたします。

○内藤委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

事業の周知方法につきましては、まず、紙媒体といたしましては、市の子育て、妊娠から子育てに関する情報を幅広く掲載いたしました子育て支援総合ガイドブックを8,500部発行してございます。公費負担のないものでございますが、こちらやイベントごとに「広報みと」への掲載、また、各会場、事業ごとのイベントを掲載したチラシを随時配布する方法をとってございます。子育て世代の方が手に取りやすい場所に設置、配布を心がけております。

それから電子媒体といたしましては、市のホームページを中心といたしまして、メールマガジンや市が展開しているLINEなどで、最新情報を配信する形で幅広く提供してございます。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございました。

ホームページや市でやっているLINEとかですと、子育て世代の若い人たちにもとてもわかりやすく伝わりやすいのかなと思いました。ありがとうございます。

また、現在子育て中の世帯だけではなくて、これから結婚、子育てを考えているさらに若い世代にも、このようなLINEやホームページなどを使うことで、積極的なPRができるかと思います。ありがとうございました。

続きまして、⑧の資料の54ページの放課後児童健全育成事業についてお伺いさせていただきます。

このうち、開放学級は本市が運営しているものですが、実施日数が延べ1万5,833日、利用者数が延べ43万45人と記載されております。これについて、具体的に利用状況がわかるように御説明をお願いいたします。

○内藤委員長 菊池参事兼放課後児童課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 後藤委員のただいまの御質問にお答えいたします。

開放学級は原則といたしまして、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日、8月13日から8月16日まで及び12月29日から翌年の1月3日までを除いて開設しております。

平成30年度は62学級で延べ1万5,833日開設いたしております、学校単位での平均の開設日数は約278日となっております。

次に、開放学級の年間延べ利用者数は43万45人でございまして、この内訳につきましては、平成31年3月時点で、3,224人が開放学級の利用登録をしております。

この数字というのは、水戸市立の小学校及び義務教育学校の児童数を合計いたしますと1万3,369人なんですけれども、これの約24.1%に当たります。

以上です。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございました。

約24%の方が開放学級を利用されているということがわかりました。ありがとうございます。

次に、開放学級につきましては、対象児童の6年生までの拡大、それから預かり時間の延長という2つの課題があるとうかがっております。

平成30年度の実施状況につきましては、6年生まで受け入れているのは何校で、そして、預かり保育の延長を18時30分まで行っているのは何校なのか教えていただきたいと思います。また、今後の方針についても、可能な範囲で構いませんので教えていただきたいと思います。

○内藤委員長 菊池参事兼放課後児童課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

本市では、これまで全学年の希望する全ての生徒の受け入れに向けまして、専用棟の建設や余裕教室の活用、支援員の確保によりまして、段階的に受け入れ学年を拡大してまいりました。平成30年度におきましては、14校において受け入れ対象学年を6年生までに拡大しております。その他6校につきましては、

5年生までの受け入れ対象としております。

また、預かり時間の延長を行っている学校につきましては、全33校のうち17校において通常の開設時間を30分延長して6時半まで児童を預かっております。

今後につきましては、今年度末を目途に全ての6年生までを受け入れるという目標を立てておりますので、それに向けて努力してまいりたいと考えております。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

開放学級につきましては、利用希望者が年々増加しております。開放学級があることで安心して私たち親も働くことができます。このふえるニーズに対応していくことは、とても厳しいことであると思えますけれども、本市を安心して子育てのできるまちとしていくために、開放学級の拡充を、どうか今後ともよろしくお願い申し上げます。

最後に、⑧の資料56ページから57ページにかけて、母子保健事業についてお伺いいたします。

母子健康手帳の配布数が2,422冊に対しまして、お父さんのための子育て手帳の配布1,294冊と、差がございます。この理由についてお答えください。

○内藤委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

お父さんのための子育て手帳についてでございますが、この手帳は父親としての役割を認識し、妊娠中から産後にかけて母親をサポートするとともに、育児への積極的な参加を促すために、妊娠・出産の経過と心得、育児の実践や子育て支援情報等について掲載した、本市独自で作成した冊子でございます。

妊娠届出時に母子健康手帳と一緒に配付しておりまして、初めて父親になる方には全員に、また、第2子以降では希望する方に随時説明しながら配付をしております。

配布数につきましては、本市の第1子の出生数が全出生数に対して約半数となっておりますので、母子手帳2,422冊の配布に対しまして、お父さんのための子育て手帳は1,294冊という数になっております。

以上でございます。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

この時代におきましては、男性がどのように配偶者の妊娠・出産にかかわっていくかが重要ですので、引き続き積極的な配布をどうかよろしく申し上げます。

続きまして、産前産後支援センター「すまいるママみと」についてお伺いいたします。

利用者支援事業の件数が1,710件と記載されておりますが、この支援の具体的内容についてお答えください。

○内藤委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

利用者支援事業につきましては、産前産後支援センター「すまいるママみと」において、保健指導の母子保健コーディネーターが妊娠・出産・育児に関する妊産婦等からのさまざまな相談に応じているものでござ

いまして、相談や妊娠届出時の情報、産婦人科からの情報提供によりまして、支援の必要な妊産婦を早期に把握し、必要に応じて医療機関や関係機関等と協力をしながら、支援プランを作成し、産後ケア事業や子育てサービス等の支援につなげております。

利用者支援事業、延べ1,710件の内容につきましては、支援ニーズの高い妊産婦に対しまして、電話連絡相談を1,317件、家庭訪問につきましては332件、面接相談につきましては61件の実績となっております。

以上でございます。

○内藤委員長 後藤委員。

○後藤委員 ありがとうございます。

以上で質問を終わらせていただきますが、子育て支援につきましては、今後ニーズが複雑・多様化していくと思われまます。

最後に、関係各課の皆様におかれましては、本市が子育て支援に力を入れていることを水戸市内外にしっかりとわかっていただけるように、施策運営を行っていただくことをお願いいたします。

ありがとうございました。

○内藤委員長 それでは、後藤委員の通告に関連する質疑があれば発言を願います。

綿引委員。

○綿引委員 1点、学校給食費の収納未済について関連でお伺いをさせていただきます。

まず1点、確認なんですけれども、学校給食費というのは、生活保護世帯、準要保護世帯は無料ですらなかったでしょうか。

○内藤委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 綿引委員の御質問にお答えいたします。

全額無料となっております。

○内藤委員長 綿引委員。

○綿引委員 すみません、ありがとうございます。

そうすると、かなりの額、増加傾向にあると思うんですけれども、まず、その滞納というか不払いの理由をお伺いしたいのと、今、市営住宅の滞納の理由のところ、やはり一番多いのが生活困窮、次が納付意思の欠如なんですけれども、給食費に関しても、そういった傾向があるのか。あるいは理由の内訳、わかる範囲で教えていただければと思います。

○内藤委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 委員の御質問にお答えいたします。

不払いの理由につきましては、生活困窮者の方に対しては、十分に制度を御案内するような形で、それ以外の方につきましては、やはり納付意思の欠如とか、うっかり忘れとかそういった場合があると考えられますが、内訳については、申しわけありませんが把握しておりません。

○内藤委員長 綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございます。

未済に関しては、督促を含めて、あと学校と連携してということできつき答弁いただいておりますけれども、やはり微増とはいえ増加傾向にありますので、十分注意をしていただきたいと思いますし、やはり年々増加をしているその理由について、わかる範囲で教えていただければと思います。

○内藤委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 綿引委員の御質問にお答えいたします。

給食費の収納率の向上のためには、初期滞納者への徴収強化が重要であると認識しておりますが、初期滞納者に対する文書での督促状とか催告書とかやっていますが、十分に行えなかったことが原因だと考えております。今後は電話催告など、初期滞納者に対する取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○内藤委員長 綿引委員。

○綿引委員 ありがとうございます。

増加の理由の一つではあると思うんですけども、それ以外に根本的な原因とか制度的な原因ももしかしたらあるのかもしれないので、その辺の洗い出しをもう一度改めてお願いをしたいと思います。

質問は以上になりますけれども、子どもに関するこの未済、御質問の中にも出ていましたけれども、ほかの未済と違って、やはり子どもが絡んでくると、いじめ等の原因になる部分もあると思いますので、現場で対応される方には十分に配慮していただいて、子どもに絶対負担がかからないように、影響が及ばないように、対応していただきたいと思いますけれども、ただ一方で税の公平性の観点のところ、やはり行政としては譲れない部分もありますので、その辺のところ、現場とよく意思疎通を図って進めていただければと思います。

私からは以上です。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 学校給食費の未済額について、質問したいと思います。

最初の質問は、児童手当から徴収した金額、滞納した学校給食費について、児童手当から徴収した金額と、それによって納付された金額は幾らなのかというのをお答えいただければと思います。

○内藤委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 中庭委員の御質問にお答えいたします。

中庭委員のほうから資料請求のありました資料の119ページをごらんください。2番の児童手当からの申出徴収件数についてですが、こちらの資料のとおり2,214件、金額としては2,258万4,191円となっております。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はね、この問題について、9月の本会議でも質問しましたが、先ほどの答弁の中で、この滞納した場合ね、一番多く勧めているのは児童手当からの徴収だと、先ほど課長は答弁いたしましたよね。それで、私はなぜ就学援助という制度があるのに、その援助をなぜ活用しないのかと。ぜひ積極的に活用したらいいんじゃないかということは言わないんですか。

○内藤委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 委員の御質問にお答えいたします。

生活困窮世帯に関しましては、就学援助の御案内は十分にしております。該当しない方に対して児童手当からの徴収を勧めております。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 子どもの貧困というのが、今社会的問題になっていますよね。こういう中で児童手当も支給されているんですけども、学校給食費については就学援助した場合には、全額負担するということなんです。この就学援助の人数というのは減っているんですよ。昨日も委員会で質問いたしましたが、1,557人。前の年と比べて98人が減っていると。そして、予算額も1,358万円も使い残しちゃっているという実態ですよ。

だから私はね、先ほどの課長の話聞いて思いました。就学援助を勧めるのが一番なのに、何で児童手当からの徴収が一番先に勧めるのかということの理由がわからない。

そして、現在、児童手当から徴収した2,214件、2,258万円のうち、この2,214件のうち就学援助に該当した人、あるいは該当しない人の数ってどうなってるんですか。

○内藤委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 委員の御質問にお答えいたします。

2,214件というのは、就学援助の方は含まれておりません。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、2,214人の方については、就学援助は1件も含まれていないということですか。どういう調査をしたんですか。2,214件のうち、1件も就学援助に該当しないというのはどういう調査をしたんですか。

○内藤委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 委員の御質問にお答えいたします。

2,214件は生徒数ではなくて、延べ生徒数になっていますので、ダブっている方もいますので、その部分は実数ではございません。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、それ何人なんですか。ダブっていない実数は何人なんですか。

○内藤委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 委員の御質問にお答えします。

実数でいきますと平成30年度、申出徴収を行った児童数は952人でございます。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうするとね、952人の父母に児童手当を支給されていますよね。952人の父母の調査というのは具体的にどんなふうに——要するに就学援助というのがありますよね。この就学援助が該当するかどうかというのはどういう調査をしたんですか。どういう調査をしたのかお答えください。

○内藤委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 就学援助は調査するものではなくて、申し出があった場合に学校と連携して検討しております。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 さきの答弁は、2,214件については、就学援助を受けていない人だと言いましたよね。

じゃ、もう一つ聞きますけど、2,214件、952人のうち、就学援助に該当する人というのは何人いるんですか。児童数。保護者の数ですね。

○内藤委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 そちらの質問については把握しておりません。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 だから、さっきの答弁は非常に誤解を生む答弁だと思うんですよね。952人の児童、生徒の親の方が児童手当をもらっている。その方の中で就学援助に該当する方はいっぱいいらっしゃると思うんです。

私はね、この952人の方にやはり就学援助に該当するかどうかをきちんと調べて、そして該当すればきちんと適応するというやり方をしなければ、だめだと思うんですよね。2,214人の児童の中に、就学援助に該当する人はいないと言ったんですよ。こういうのは、私は非常に誤解を与える答弁だと思う。

だから、私はそういう水戸市の姿勢が、結果的には、就学援助の件数が減っている。そして、就学援助の該当者の数も7%ですよ。全児童から見れば7から8%の間ですよ。子どもの貧困については14%もあるんですよ。14%にもなっているんですよ。だからそういう点ではね、やはり私はね、先ほどの答弁は不正確な、そして、この就学援助を後回しにするやり方は許されないというふうに思います。

そして全国的に、児童手当から学校給食費を徴収してるのは27%なんです。県内だって半分しか徴収していないというやり方はおかしいと思います。

それから、最後にね、保育所の利用者負担金について、児童手当から徴収している件数と、その額ですね。教えていただきたい。

○内藤委員長 中庭委員。残り時間あと1分しかありません。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

保育所利用者負担金の児童手当からの徴収でございますが、平成30年度は327人、徴収額にいたしまして1,532万2,866円でございます。

○内藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 児童手当から徴収しているというのは、どういう根拠で保育料の滞納額を児童手当から引いているんですか。それをお答えいただきたい。

○内藤委員長 鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 申出徴収につきましては、申出徴収を任意で提出していただきまして、そのうちの滞納している人の児童手当のほうから保育料を差し引いているということでございまして、去年の平成30年度の件数でいきますと、児童数5,975人のうち、申出徴収を任意で出している方が3,403人、未提出の方が2,572人。約57%の方が申出徴収を提出しております。その中の先ほど申しあげました327人の方から、保育料のほうを徴収しております。

〔「もう時間が」と呼ぶ者あり〕

○内藤委員長 中庭委員の関連質疑の持ち時間を経過しましたので、中庭委員の関連質疑は終了させていただきます。

○内藤委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ただいまのお話を聞いているとですね、本当に該当する方については、手厚く対応していただきたいというふうに思います。

県都市民クラブの袴塚ですが、子育て支援の、今広場とそれから五軒小学校で3団体に委託というかですね、一方では市民センターを使って地域の女性会、またはそういう団体をお願いをして子育て事業をやると、こういうふうなことに、ダブルスタンダードというか、スタートしているわけですが。

これらの特徴というか、いずれにしても地域に密着した子育て支援ということになると、やはり地域の市民センター等を活用して、そこに近くの方々、顔見知りの方々にお集まりをいただいて、そしてコミュニティの醸成を図りながら、子育て支援もしていく。まさに地域で育てる、こういう施策ではないかというふうに思うんですが。

今のお願している部分と、この市民センターの部分との、違いというか役割というか、そういうものについて、昨年からもう市民センターでスタートしていますので、それについてどういう状況なのか御説明願いたい。

○内藤委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

本市の子育て支援に関する広場事業につきましては、「わんぱく・みと」、「はみんぐぱく・みと」を中核的な拠点と位置づけまして、衛星というような市域全体で、子育て広場は提供できるようにということで展開している事業でございます。先ほど後藤委員の御質問でお答えいたしました、子育て広場事業、つどいの広場事業につきましては、発生年度ですとか、発生のきっかけ、開設のきっかけ等がそれぞれ異なっているというような事情があり、子育て広場事業につきましては、民間ボランティア団体さんが自主的に開催をお申し出いただき、市の施設を一緒に考えながら平成16年度から五軒小で始まっているような事業でございましたり、つどいの広場事業、ミオスのほうは平成19年度から拠点としての位置づけで展開しているというような子育て広場全体としては、古い歴史を持った事業ということで、現在も継続いただいているものでございます。

市民センター子育て広場は平成20年度に見川を皮切りに、最初年1カ所程度ずつの開設でございましたが、いろいろな地域のお声をうかがいながら加速して、全ての市民センターで展開できたらというふうに途中から箇所数をふやしまして、令和3年度末に全地区でというような目標を立てまして展開しているところでございます。

おっしゃるように地域に身近な市民センターで、近くのお子さんと、ボランティアとしておかわりいただく、人生のベテランと言われる方々との他世代交流の機会として非常に有効で、御負担がかかる部分もあるかと思いますが、交流の場としての魅力というのも、ボランティアの方々からも聞いてございますし、市民センター子育て広場もちろん、一度始まったらとまることなく続けていただける事業として、市とし

と一緒にやっていきたいというところで考えてございます。

○内藤委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 中核的な子育て支援の場としては、やはり「わんぱく・みと」と、それから下市とかね、そこが僕は中核だというふうに思うんですけども。今回市民センターを活用して、地域に根差した子育て支援ということの中でね、やはりここはある程度ボランティアで進んでいくわけですね。片方はこのあとの2つ、五軒小学校ともう一つの広場のほうは委託という形で進んでいるというふうに思うんですね。

この違いが、その委託で払っているという部分と、それからボランティアでやっていただくという部分には、地域に根差したというところからいくと、ちょっと違いがあるのではないかなという気がしてならないんです。

したがって、水戸市として、子育てのきめ細かいサービスということになれば、当然ながら、市民センターを活用して、そして地域の中で、それぞれに行きやすい場所、いわゆるその地域の真ん中に大体市民センターってありますから、そういうところを活用して、そして、中核的な子育てのあり方とか、それから政策的な課題とか、そういうものの課題については、「わんぱく・みと」や「はみんぐぱく・みと」、そういうものでしっかりと研さんを積まれて、そしてそれを市民センターのほうに広げていくと、こういうことになっていただいて、そして市民センターのほうにも、やはりそのさらに充実した、ある程度の費用負担、こういうものをしていただけるような、そういうことになっていくような形をとっていただきたいと。このようなことだけを要望しておきます。

○内藤委員長 柴崎参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 恐れ入ります。1点補足をさせていただきたいと思います。説明が不十分で申しわけございません。

五軒小のほか子育てほか事業につきましては、委託費、委託料としての執行ではなく、報奨金として1回当たり5,000円ということを謝礼としてお渡ししてございます。ミオスのつどいの広場は委託料として拠点として実施していただいているという。一方、子育て広場事業につきましては、実質ボランティアとして従事いただいた方に、クオカードを1回限り3,000円分お渡しするというような形で、仕組みがそれぞれ異なってございますが、総合的に今後あり方も含めて考えていきたいと考えております。失礼いたしました。

○内藤委員長 以上で、後藤委員の通告に関する質疑を終わらせていただきます。

それでは、本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、次回の委員会は、明日、19日木曜日午前10時から開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時58分 散会